

# 労働相談

## Q&A



### 「妊娠に伴う不利益取扱い」について

**Q** 妊娠に伴い体調を悪くして休暇を取ったところ、会社から退職するようといわれた。理由は、勤務態度や協調性のなさ、同僚との人間関係だといわれたが、納得がいかない。

## A

○ 婚姻、妊娠、産前・産後休業、出産等を理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されており、妊娠中や出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は無効となります。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第9条第4項)

・相談事例のように、妊娠に伴う妊娠悪阻等の症状により休業したり、また、仕事の能率が低下したなどの理由で退職を強要することも、不利益取扱いとなります。

(同法施行規則第2条の2)

・ただし、会社が上記のような理由で解雇するのではないことを証明した場合は、解雇できる場合があります。

○ 勤務態度や協調性のなさ、人間関係を理由とする解雇は、合理的な理由を欠き、社会的相当性が認められない場合は、解雇権の濫用として、解雇は無効となります。

(労働契約法第16条)

・合理的な理由があるかどうかは、勤務態度、協調性を欠くことにより、業務上の支障が生じており、是正指導・勧告等の措置(解雇回避措置)を尽くしても改善されず、今後、労働契約の継続を期待することができないほど重大であるかどうかで判断されます。

・また、社会的相当性があるかどうかは、本人の反省の程度などの情状や使用者の対応、解雇に不法な動機がないかどうか等で判断されます。

○ 言い換えると、協調性のなさ・人間関係により業務上の具体的な支障が生じたのか、もし生じていた場合は、使用者が適宜、指導・注意等を加えることにより、解雇という重大な事態に陥ることを回避する措置を尽くしたのか、などの具体的な事実があるかどうかポイントになります。

○ 相談事例の場合、以上のような具体的事実がなければ、会社は解雇することはできません。また、退職を強要されても退職する必要はありません。

# 労働相談

「マタハラ」について

## Q&A



**Q** 先日、新聞報道で、マタハラ訴訟において原告女性が勝訴したという記事を見ました。マタハラについては最近耳にする機会が増え関心を持っているので、もう少し詳しく教えてください。

**A** マタハラについては、男女雇用機会均等法や、育児・介護休業法で、婚姻や妊娠、出産等を理由とする解雇その他の不利益な取扱いが禁止されています。

しかし、今春の厚生労働省の調査によると、妊娠・出産した派遣社員の48%がマタハラ被害を受けたことがあるという結果が示されました。正社員でも21%と、特に立場の弱い女性労働者が苦しい思いを抱えている実態が分かりました。

広島県内で起こされたマタハラ訴訟とは、広島市の病院に勤務していた理学療法士の女性が、第二子の妊娠により比較的軽い勤務への異動を希望したところ、副主任という地位を解かれ、産休・育休後も副主任には復帰できず、そのことに対し妊娠を理由とした降格は不当であるとして慰謝料など175万円の支払いを求めていたものです。この裁判は、一審二審では女性(原告)の請求は認められませんでした。最高裁が昨年10月に「妊娠による降格は原則禁止で、自由意思で同意しているか、業務上の理由など特殊事情がなければ違法で無効」との初判断を示し、これまでの判決を破棄、審理を広島高裁に差し戻していたものです。最高裁の判断枠組みが示された中で、高裁は、女性の降格は違法であると判断、女性の請求がほぼ認められる結果となりました。

最高裁の示した判断は、国の方針にも影響を与え、マタハラ防止措置の義務化が検討されています。各企業においては、これからの取組を検討していく必要があります。下記に示す厚生労働省のHPは参考になる情報が多く載っていますので積極的に御活用下さい。また、県でも「仕事と家庭の両立応援宣言」を各企業に行ってもらおうなど妊産婦に優しい企業作りの応援をしています。(詳しくは6頁を御覧下さい。)

※ 参考HP【「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」(<http://www.bosei-navi.go.jp/>)】

妊娠・出産をサポートする  
**女性にやさしい職場づくりナビ**

・企業担当の方	・働く女性の方
<p><b>母性健康管理に対する企業の義務</b></p> <p>妊娠中又は出産後の女性労働者の母性を守るため、企業に対して義務付けられている母性健康管理制度をご紹介します。</p>	<p><b>働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために</b></p> <p>仕事を続けながら妊娠・出産・育児をむかえる不安を抱える女性がより豊かな生活を送るため、法律で定められていることをご紹介します。</p>

お困りの方は中小企業労働相談所に御相談下さい。また、宮崎労働局雇用均等室でも相談を受けています。

◆お問合せ先◆ 宮崎県労働政策課労政福祉担当 ☎0985-26-7106